

(第一類 第七号)

(二九〇)

第一回國會 厚生委員會會議錄第十三号

昭和二十二年八月二十五日(月曜日)

午後一時四十分開議

出席委員

委員長 小野 孝君

理事田中 松月君 理事山崎 道子君

理事飯村 泉君 理事武田 千日君

理事有田 二郎君 理事大瀧竜代司君

太田 典禮君 中原 健次君

福田 昌子君 松谷天光君

園田 直君 花月 純誠君

小暮藤三郎君 近藤 鶴代君

柳原 亨君 河野 金昇君

野本 品吉君 齋藤 晃君

寺崎 覺君

出席國務大臣

厚生大臣 一松 定吉君

出席政府委員

厚生技官 東 龍太郎君

委員外の出席者

厚生事務官 神谷 秀夫君

八月二十一日

大學等への死體交付に關する法律案(内閣提出、參議院送付)(第四三號)

大正十二年勅令第五百二十八號司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行ふべき者の指定等に関する勅令の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)(第四四號)

八月二十二日

國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例等に關する法律案(内閣提出)(第四六號)

第一類第七号

厚生委員會會議錄

第十三号 昭和二十二年八月二十五日

八月二十一日

恩給増額に關する請願(山本猛夫君紹介)(第一六六號)

元官公吏の恩給増額に關する請願(金原貞造君外三名紹介)(第一九二號)

國民健康保險組合に關する請願(角田藤三郎君紹介)(第一九五號)

引揚者の授養強化に關する請願(根本龍太郎君紹介)(第二三二號)

の審査を本委員會に付託された。

八月二十三日

文官恩給増額に關する陳情書(長野縣東筑摩郡生坂村吉澤三男也)(第七六號)

引揚者更生援護對策に關する陳情書(引揚者團體全國連合會委員長阿部義宗)(第七七號)

戰死戰災遺家族並びに傷病者の厚生に關する陳情書(京都市右京區京都厚生聯盟理事長井澤吉太郎外六名)(第七九號)

國民健康保險に對する國庫補助増額に關する陳情書(長野縣上水内郡國民健康保險組合吉川可富外十名)(第八〇號)

國民健康保險事業擴充に關する陳情書外一件(廣島縣豐田郡吉名村保險組合理事黒川一三外千九百十四名)(第二〇三號)

を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

災害救助法案(内閣提出)(第三號)

大學等への死體交付に關する法律案

大正十二年勅令第五百二十八號司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行ふべき者の指定等に関する勅令の一部を改正する法律案(以上二件を一括議題に供します。最初に政府の提案理由の説明を求めます。

大正十二年勅令第五百二十八號司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行ふべき者の指定等に関する勅令の一部を改正する法律案

大正十二年勅令第五百二十八號の一部分を次のように改正する。

第七條 麻藥統制主事ハ都道府縣ノ二級又ハ三級ノ事務吏員及技術吏員ニシテ其ノ所屬都道府縣ノ知事其ノ都道府縣ノ事務所所在地ヲ管轄スル檢察正ト協議シテ推薦シタル者ニ就キ厚生大臣ノ指令シタルモノハ麻藥ニ關スル罪ニ付捜査ヲ行フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ捜査ヲ行フ麻藥統制主事ハ搜查ニ付司法警察官ト同一ノ權ヲ有シ檢察廳法第六條第二項及刑事訴訟法ノ規定ニ拘ラ

ス檢察官ノ指揮ヲ受ケス厚生大臣ノ指揮ヲ受ケルモノトス

第一項ノ規定ニ依リ捜査ヲ行フ麻藥統制主事ハ刑事訴訟法第二百五十二條ノ規定ニ拘ラス當該都道府縣ノ區域外ニ於テモ捜査ヲ行フコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ捜査ヲ行フ麻藥統制主事搜查ヲ行ヒタルトキハ司法大臣ノ定ムル所ニ依リ速ニ事件ヲ檢察官ニ送致スヘシ

第一項ノ規定ニ依リ捜査ヲ行フ麻藥統制主事ハ都道府縣ヲ通シ二百名以内トシ各都道府縣内ノ定員ハ厚生大臣ト協議シテ之ヲ定ム

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

大學等への死體交付に關する法律案

第一條 昭和二十二年厚生省令第一號(死因不明死體の死因調査に關する件)に基キ監察醫が檢察又は解剖をなした死體であつて、死因調査終了後も、なお引取者が無いものについては、都道府縣知事は、醫學又は齒學に關する學校教育法若しくは大學令による大學(大學の學部を含む。)又は專門學校令による專門學校の長(以下學校長といふ。)から、醫學又は齒學の教育のため交付の要求があつたときは、これを交付することが出来る。

第二條 前條の規定によつて死體の交付を受けた學校長は、その死體について、監察醫が檢察を開始した後、四十八時間以内に、引取者から引渡の要求があつたときは、これを引取者に引き渡さなければならぬ。

第三條 第一條の規定によつて交付を受けた死體について、前條に規定する期間内に、引取者から引渡の要求がないときは、學校長は、これを解剖させ、又は標本とすることが出来る。

第四條 第二條に規定する期間を経過した後においても、死者の相續人その他死者と相當の關係のある引取者から要求があつたときは、學校長は、特別の事情のない限り、その死體の全部又は一部をその引取者に引き渡さなければならぬ。

第五條 第一條の規定によつて學校長に交付する死體についても、行旅病人及行旅死亡人取扱法に規定する市町村長は、遲滞なく同法所定の手續を行わなければならない。但し、同法第七條に規定する埋火葬については、この限りでない。

第六條 學校長は、交付を受けた死體の取扱に當つては、特に禮意を失わぬことに注意しなければならない。

第七條 學校長は、第一條の規定によつて交付を受けた死體については、行旅病人及行旅死亡人取扱法

九三

第十一條及び第十三條の規定にかかわらず、その運搬に關する諸費、埋火葬に關する諸費及び墓標費であつて、死體の交付を受ける際及びその後に要したものを、負擔しなければならぬ。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○一松國務大臣 ただいま議題となりました大正十二年勅令第五百二十八號司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に關する勅令の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

麻薬に關する犯罪の捜査は検事、司法警察官によつて行われておるところであります。麻薬に關する捜査には、麻薬に關する高度の特殊知識を必要といたします。關係上、取締強化の方法をいたしまして、從來の捜査機關とは別個に、麻薬に關する取締りの専門家である都道府縣の麻薬統制主事のうち優秀なる者を選び、これに麻薬に關する犯罪について、司法警察官と同一の権限を有する獨立の捜査權を與へんとするものが、本法律案の趣旨であります。

捜査を行ふ麻薬統制主事は、知事が検事正と協議した上、捜査を行ふに適當なる者を選んでこれを厚生大臣に推薦することとし、この者に對して厚生大臣が捜査を行ふ者として任命することとしたし、その捜査指揮權は厚生大臣の所管に屬することとし、従つてこれらの者に對しましては、知事はもちろん檢察官においても、これが指揮權を有しないことにいたしました。

この麻薬統制主事の行ふ捜査の土地管轄は、地方自治體の公吏たる本來の身分にかかわらず、全國にわたつて機動的な活動を行ひ得るようになり、またその事物管轄は、單に麻薬取締の行政法規違反のみならず、麻薬を客體とする刑法財産犯、刑法阿片煙に關する罪、及び麻薬の經濟濟犯を含むことになりました。

なお麻薬統制主事は、獨立の捜査權を有するのでありますが、もとより公訴權はこれを有しないために、自己の裁量により微罪處分または不起訴處分を行ふ權限はもたないものであります。しかし檢察官との關係は、前述の通り捜査につき檢察官が指揮權をもつておりませぬから、事件の送致等に關し、司法大臣において特別の定をいたして、これによらしめることとし、本法において司法大臣の定むるところにより速やかに檢察官に事件を送致する義務を負はしめてゐるのであります。なお捜査を行ふ麻薬統制主事の人員は、全國を通じて二百名以内としたし、その限度において右の權限を行使し、麻薬取締の完遂をはからんとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに可決あらんことを希望いたしますものであります。

次に大學等への死體交付に關する法律案の提案理由を説明いたします。

醫學及び齒學の教育及び研究のためには、死體の解剖は不可欠のものであります。従來は醫學または齒學に關する學校において、死體の入手が困難な實情にありまして、學校によつてはそのために、教育にも支障を來しておる状況であります。さういふに連合軍

總司令部の指令に基きまして、本年一月厚生省令第一號が公布され、主要都市に監察醫が設置せられ、死因不明死體について檢察または解剖を行つてその死因を明らかにすることに相なつたのであります。今般さらに右の指令に基きまして、監察醫が死因調査をなされた死體であつて引取者のないものを、醫學または齒學に關する學校に交付して、解剖または標本の材料に用いることを認め、もつて前述の死體入手を緩和することとし、從來醫學または齒學に關する學校における死體解剖の適法性について、多少の疑義のありました點を明確にいたしますために、本法律案を提出することとしたのであります。以下にこの法律案の内容の大略を申し上げます。

この法律案の要點は、都道府縣知事は、前述の厚生省令第一號に基いて、監察醫が檢案または解剖した死體であつて、引取者のないものを醫學または齒學教育の向上のために、醫學または齒學に關する學校の長に交付することとすることとし、その交付を受けた學校長は、監察醫の檢案開始後四十八時間以内引取者が現れなかつたときは、その死體を解剖せしめまたは標本とすることができるとにしようとするのであります。ここで交付と申しますのは、學校長は解剖または標本の材料とするという範圍内においてのみ死體の處分權を有するという意味であり、従つて事後において死者の相續人その他から引渡しを要求があつたときは、その全部または一部を引渡す義務を學校長に課してゐるのでございませぬ。なおこの法律によつて交付される死體は、一應行路死亡人またはこれに

準ずるものでありますから、身許調査のための公告並びに運搬、埋火葬等に關する費用負擔等について、行路病人、及び行路死亡人取扱法との關係を第五條及び第七條に定めております。本法律案の内容は大體以上の通りであります。本法律案が實施の運びと相なりませぬれば、わが國の醫學または齒學の教育の向上發展のために益するところが少なくないものと存する次第であります。何とぞ慎重御審議の上可決あらんことを希望いたします。

○小野委員長 ただいま議題となりました二つの法案の審査については、まだ質疑の通告もないのであります。この二つの法律案について御質疑があれば、この際承つておきたいと思ひます。

○藤原(孝)委員 ただいま大臣のお述べになりました大學等への死體交付に關する法律のうち、齒學という言葉がございまして、法律的に齒學という言葉はほかに使つてゐるところがございませぬか、お伺ひいたします。

○東政府委員 大學令の醫學部の講座令の中に、齒學という言葉が使われております。

○藤原(孝)委員 わかりました。○小野委員長 この二つの法律案は、内容も提案理由もきかめてはつきりしている問題でございまして、この際討論を用ひないで採決したいと思ひますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕○小野委員長 それでは採決いたします。

大學等への死體交付に關する法律案、大正十二年勅令第五百二十八號司

法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に關する勅令の一部を改正する法律案を原案通り可決するに御賛成の方は御起立を願ひます。

〔起立議員〕

○小野委員長 總員起立、よつてこの二つの法案は全會一致をもつて可決いたされました。

なおこの際お諮りいたします。この二案について衆議院規則第八十六條により、報告書の作成については委員長に一任していただきたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕○小野委員長 御異議なしと認めましてさう決定いたします。

○小野委員長 この前の委員會で有田委員から質問された事柄に關して、政府の答辯を保留されておりましたから、この際改めて有田君の發言を許したいと存じます。有田君。

○有田委員 醫務局長と藥務課長がお見えになつておりますので、醫務局長がおわかりなら醫務局長から伺ひたいのですが、製藥課が發表しておられる製藥の量と、藥務課が配給しておられます製藥品の配給量との間に相當の開きがあるやうであります。先般關係方面からこの點について嚴重なるお取調べがあつたやうであります。製藥課において、これだけ藥品ができてゐるという發表がありまして、對しまして、實際の配給量が非常に少い。この統制藥品がやみかやみに處分されてゐるということは、まことにけしからぬと思ふのであります。この點を全國民に明らかにしたいと存するのであります。

揮権を有しないことにいたしました。

る状況であります。さいわいに連合軍

死體は、一應行路死亡人またはこれに

案、大正十二年勅令第五百二十八號司

ります。

○東政府委員 ただいま御質問の具體的の数字等につきましては、委員長のお許しを得ますれば、説明員として藥務課長並びに製藥課長から説明いたさせたいと存じます。生産量として提出せられていた数字と配給の数字との間に開きがある。そのことがただちにやみからやみの数量になるというやうな御解釋のようにも承りましたが、その點につきましては、十分御納得のいくやうな御説明を申し上げ得ると思ひます。

○神谷説明員 ただいまの點について、私からやや具體的に御説明申し上げます。

ただいま有田君から御指摘のございましたやうに、ごく大ざつばな数字で申し上げますと、今年の一月から五月一ぱいくらいまでに生産せられたといわゆる配給統制品目につきましては、これはあるいは御承知かと思ひますが、大體だいたひ十四藥品中の百二十六品目を配給統制品としております。これの生産せられた總額を見ますと、大體約二億圓に上つております。ところがこの一月から五月末日までの配給せられた總量は、大體約七千萬圓でありますから、メーカの手もとに配給せられずして残つておりますものは、大體一億二、三千万圓のものであらわれるわけでございます。これは私取締りをいたしております者の立場からメーカの手もとからやみで出てまいりますものが絶無であるといふことは、これは期待したいといふことはございしますが、必ずしも絶無であるといふことは斷言いたしかねるのでございますが、また反面において、これがやみに多量に流れているといふ

ことは考えられないのでございます。この大きな開きがございましたおもな原因は、たとえばアンブルが間に合わないとか、箱等が間に合わないといふやうなこと、生産はせられたけれども配給にまわすことができないという状態におかれましては、それが相當多量に上つております。これはやや横道にはいりますが、話の順序として申し上げますが、かねばなりませんが、ただいま配給統制品になつております政府の指定した百二十六品目につきましては、メーカが生産いたしました、政府の指定した機關にこれを賣らなければならぬのであります。ただいま政府はこの機關を指定いたしております。メーカの手もとにこれらの製品がございす、全部これが日本醫藥品配給株式會社に入荷せられることに、つまりメーカ側から言つて、供出せられることになるわけでございます。ところが、日藥の方にはいりまして配給せられたものが、先ほど申しますやうに約七千萬圓でございまして、その間の一億三千万圓は、先ほど申したやうな事情、あるいはメーカ側における滞貨として残つておつたのでございます。これにはなおいろいろ要素を考えなければならぬのでございます。實はこれは前々からお話申し上げておつたのでございしますが、配給統制品について先ごろから新しい配給統制品の構想を練つておりまして、この月の初めに、口頭ではございしましたが、關係方面から私どもの新しい配給統制品案の承認を得ておるのでございます。この新しい配給統制品に則つて、配給統制品を近くいたす豫定にいたしておりますが、この新

しい配給統制品によりまして、日本醫藥品配給株式會社は、ただいま御説明申し上げましたやうに、二手に買い取つて一手に販賣するといふ機關でございす。この一手買取、一手販賣の機關は、新しい統制品機關においては排除せられるのであります。すなわちやめになるのでございます。そこで將來この日本醫藥品配給株式會社が、配給統制品から排除されるということによつて、會社自體の資金上の問題、あるいは地方の配給機關と日本醫藥品配給株式會社との取引の圓滑の點について、いろいろおもしろくない、つまり圓滑にながやかに動かぬやうな、いろいろ必要が出てまいりまして、努めてこの排除に努力いたしてまいつたのでございす。ただいま申しますやうな結果に相なりまして、このことは私どもとして、消費者一般に對して、まことに申譯ないといふやうに考えておるのでございます。そこで私どもとしまして、これを各メーカに説いて、できるだけ早く日本醫藥品配給株式會社に供出してもらうといふことも一つの手段ではございす。急速にこれらのものを流す一面において、メーカが日本醫藥品配給株式會社に供出したし、あるいは供出を欲しない理由をいたしましては、最近非常に原料資材の高騰が次々とございまして、一面において勞務費等も高騰するといふことで、メーカ側の手持資金が相當枯渇してまいつたのでございまして、この資金難の上からいって、薬配に供出するといふことが、ただちにこのメーカの資金難を拂拭するといふわけにはまいらないのでございす。そこで何らか消費者側に速やかに薬を届け、し

かもメーカのこの窮状を救済するといふ方法はないかといふので、いろいろ考えました結果、メーカと地方の販賣業者とを連結する。そして速やかに消費者の方へ直結させるという手を打つたのでございす。大體先月の初めからこの手段、方途を講じまして、大體八月一ぱいまで出ましたものが、最近計数を整理しておりますが、約一箇月間で九千萬圓少しのものが、地方の販賣機關へ流れ、さらにあるものについては、すでに消費者のところへ配給されたのでございす。もう一度繰返して申しますが、大體從來のごとく圓滑に配給の機關が動いておりまして、今から申しますと、今の統制品目につきましては、二千萬圓から三千萬圓のものが、月々日本醫藥品配給株式會社から消費者の手もとへ配給せられておる。これがノーマルな状態でございます。これが今申しますやうに、一遍に約九千萬圓のもの、あるいは大體九千萬圓を超えておると思ひますが、これを地方の販賣機關へ配給を完了し、またなおメーカの手もとに残つております。またその後生産せられましたものは、速やかに地方の配給系統に渡すやうにいたしておるのでございまして、大體ただいま御指摘のございました點については、以上のやうな臨時的な、いわゆる緊急措置を申します。薬配を通じて、メーカから地方の配給機關へ配給して、消費者の手もとへ速やかにこれが流れるやうな手段を講じたわけでございす。なお今後ともこのやうなことが起りませんやうに、十分に警戒いたしてまいりたいと存じている次第でございます。

○有田委員 ただいま藥務課長からの御説明で、大體了承したのであります。が、一月から五月までの間に二億圓の藥品ができておつて、それが七千萬圓より配給されてないといふ事實は、藥品は御存じの通りに人命にかかわるものであります。従つて厚生御當局の御努力が足りないために、多數の人命を損つてゐるという點を考慮されまして、將來とも十分に御注意願ひたいと思ふのであります。ただいま藥務課長から御説明がありました九千萬圓という額が出ておりますが、この九千萬圓のときはすでに藥品の値上りがありまして、一月から五月までの一億三千万圓と、この九千萬圓とは、数字は同じやうに見られないのであります。この一億三千万圓は、それから後の値上りをみますと、これは相當な金額になるのであります。この藥品が業者によつて横流しされないやうに、ほんとうに正當なルートによつて配給されるやうに、十分御注意願ひたい。ただ私は統制品が厚生省の今までのやり方では、正當な配給はなからず、できない。かやうに考えておるのであります。とにかく最近ではブルフアミンとかさういつた重要藥品をつくらない。その原料をもつて、クロールスルホン酸をもつてサツカリンをつくるというやうな不心得者もあるやうであります。が、醫務局當局において十分御留意あつて、かかることを再び起さないやうに御注意を願ひたいと思ふのであります。さらになお尋ねたいことは、先般の本委員會におきまして、本員が質問いたしましたことにつきまして、十九日の毎日新聞紙上における厚生大臣の

談は、まことに満足すべきものでありまして、そのときの「松大臣の談話は「新しい薬の申請が出たら遅滞なく検査して何人も納得出来るような理由を明かにして認可を與えるか、あるいは却下すべきである、門前拂い式なやり方は、近ごろもつともいけないことだ、薬が渾山必要なきに、そんな不都合なことは肅正しなければならぬし、それと同時に、一つの製薬課がその事務を扱うというにも機構の不備を感ずる。これを局程度に強化して行く考えた。」かような厚生大臣の談話がありましたが、私はまったく同感でありまして、満足をしておるのであります。従来より方は、地方廳の製薬課あるいは製薬係をして門前拂い式に、なるべく受付ないように、製薬課の方からやらしておるのであります。こういったことは、爾今十分注意していただきたい。さらに厚生省の製薬課に書類が届いても、長い間これを温めておいて、本人を呼び出して説教強盗式に却下せしめてきたものが相當あるのであります。三菱化成の例は、單なる一例でありまして、例をあげれば枚舉にいとまがないのであります。ただ例の對象になることを、どの製薬會社も非常にやがりますから、そこで私の會社を例にとつて申し上げますと、私が社長をしております東洋藥品工業株式會社の工場の許可も、大阪藥務課を通じて提出して以来、一年有半というものは、何らの音沙汰がないのであります。そうして私が昨年代議士に立ちまして、初めて厚生省に對してお伺いいたしますと、書類がなくなつてしまつておるから、もう一度書類をだし直せという話でありまして、あまり温

め過ぎた結果なくなつたのだらうと思つてあります。やむなく再提出をいたしました。ようやく許可を頂戴したのであります。その間約二箇年でありまして、そのために今日にいたるも原料資材の配給が受けられないで、社員給料すら拂えないような状態で、非常な損害を受けたのであります。これは私の會社の一例をもつてきたのであります。他にこういった會社はいくつもあるのであります。御存じの通り新憲法第十七條に「何人も、公務員の不行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、國又は公共團體に、その賠償を要求することができる。」というように規定されておるのであります。従つてその公務員を任する權限のある國務大臣に直接損害賠償を請求することが出来ます。もちろんその不行為をなせる公務員自身に對しても、同様にその請求權ありと私は解釋しておるのであります。すなわち門前拂い式に却下することは、憲法違反行為であり、さらに基本的人權を蹂躪するところの憲法違反の行為であると私は考えております。さらに新憲法第十三條には「すべて國民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に對する國民の權利について、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定されておるのであります。醫務局製薬課長は「今日まで長い間、いかなる權限をもつて、しかも主務大臣の許可を得ずして相當數の却下をあえて行つたか。また毎日新聞紙上において、一丁田拔監の談話によりまして、毎月百件以上の申請がある」と申しておられるのであります。この

點から考えても、さらに全國都道府縣にの製薬課、あるいは製薬係で、門前拂い式にやられておるものを合せ、あるいは官僚體面に恐れをなし、未申請、戦災者を合わせますと、その數幾千を算入するものであります。さらに大阪毎日新聞掲載の、三菱化成にズルフアクワニジンを近く許可する模様で、課長から局長に話をする事になったといふことが、まだ通じていないので、誤解が起つたものであります。かような談話があつたのであります。私は前に一丁田拔監に會つたときに、三菱にはズルフアクワニジンは許可しない方針だといふ話があつたのであります。もしも三菱のズルフアクワニジンの原料が足りなくて、クワニジンの原料が全部そろつておる。この場合においては、結局厚生省製薬課が製薬の許可をしないために、ズルフアクワニジンができないうことになつたのであります。先般せつかく薬をつくるために製薬課ができないうことをおいてあるために製薬課といふものを設けたのである。有がたい御答辯を伺つたのであります。が、實際は大分距離があるのであります。薬をつくらないうためにあるような感を、私はもつておりました。三菱化成の例を私はもつてまいりましたが、こういったことは、その他にもたくさん例があるのであります。過去においてこういったことがあり、特に今までにおきまして、終戦後において製薬課長はわざ／＼化學製品工場の方へまわつて、ぜひとも藥品をつくらないう、積極的に言つて藥品をつくるべくなな努力をしなかつたか、なるべくその方面からの製薬課への侵入を防ぐといふような誤解を受けられるような

行動をしておられたか、そのために今日幾多の人命が失われ、國民は藥品がなくて非常に困つておる。さらに國內の需要を満たして海外にまで輸出されるようになせ製薬課は努力されなかつたか。従つて私は先般製薬課は薬をつくらないうためにあるのか。薬をつくらないうために特に製薬課を設けてあるのかといふ御質問を申し上げましたのは、實はここに原因をいたしておるのであります。最初に戻りますが、とにかく厚生省みずからが薬事法違反行為をやつた、また憲法に違反する行為を今までやつておられた。これはもちろん厚生省だけでなく、他の官廳にもこういった例がたくさんあつて、水産委員會でも問題になつておるものであります。が、とにかく五月三日から新憲法が實施されたのであります。どうかこの線に沿つて厚生大臣の談話通りにやつていただくことを、私は希望いたしますと同時に、製薬課長の製薬に對する御答辯を承りたいと思ひます。

○一松國務大臣 有田委員の御質問の中で、今まで厚生省の製薬課は憲法違反の行為を數多くしたのである、そういうことに對しては、憲法の第十三條、第十七條等の違反行為である、こゝういふような御指摘があつたのであります。私が本年六月一日に厚生大臣に就任いたしました以後のことにつきましては、私自身の責任であります。が、それ以前のことでありまして、もし今お示しのような事實があつたといひますれば、これは容易ならぬことであると私は考えるのであります。しかし抽象的にたださういふもの數多くあつたといふだけでは、その事實の調査もできません。でございますから、願わくば具體的にこゝういふ事實はいつこゝういふことがあつたのだといふようにお示しを願ひまして、そのお示しの具體的事實に對しまして、私はさらに徹底的に調査して、その責任を明らかにしたいと思ひます。から、抽象的でなくて、具體的にお示しください。ことを、特にお願いをしておきます。

それから三菱化成の問題につきましては、これは實はその後關係官をよく取調べてみましたところ、それはまったく惡意もしくは過失に出たといふことでなくて、今まで許可せられておりました。三菱化成が製薬してあります藥品と原料を同じくする新藥の製造の許可申請であつたので、係の者が實はあなたの方ですでに製薬しておるところのこの薬が今最も急を要して必要であるがゆゑに、その方のことを一つやつていただかせませんか、同じ原料を使うのであれば、その方のことがよほど急務であるがといふことを懇談的に話をした、そこでそれならば歸つてよく重役とも相談をしてみようといふので引きさがつた。従つて有田委員の御指摘のごとく、門前拂い食つたといふような事實はございません。ただいまも厚生省の方にその書類はちゃんと保管してあります。許可、不許可を決すべく今急速に検討中であるといふことの報告を得ておるのであります。から、この點については私調べてみましたところ、ただ一つこゝういふことがあつた。一體三菱化成に對して、せつかく新藥の製造許可申請をしたのに對して、課長でもない課長の下の方が、さういふ薬をあなたの方でつくるより、こちらの從來許可してある薬をこ

辯駁はいたしません、しかしながら、
そういうことがかりにあつたとして
も、將來はそういうようなことを正
して、まつたくなからしむべく努力し
ていくという、私の誠意のあるところ
だけは、ひとつ御了承を賜りたいの
であります。新憲法實施後における國
民の權利義務の規律、明治憲法の當時
に比して非常に尊重しなければならな
いこと、官吏は國民の公僕であるとい
ふ心得をもつて仕事に従事しなければ
ならないということ等から考えれば、
今あなたの御指摘になつた通り、そう
いうような方針をもつて私もやります
し、また私の部下もそういう考えをも
つて、將來は事務の取扱ひをいたす、
かように考えておりますから、御了承
を賜りたいのであります。私から申
し上げる點はこれだけのことでありま
すが、ただ特にお願ひしておきたいこ
とは、有田君のように製薬に御關係で
あります方が、あなたの申請ばかりで
なく、あなたの友人、故舊等において、
そういうような事實を御了承の際は、
ひとつ遠慮なく私まで申出ていただ
ければ、私自分から進んでそういうよ
うなことの有無を調査して、ほんとうに
國家、民衆のために厚生行政という
のを明瞭に推進していきたいと考える
のでありますから、どうぞ今後とも
そういうようなお考えをもつて、ひと
つ國家のために御協力をお願いしたい
ということ、特にお願ひしておきま
す。

○有田委員 ただいま大臣から懇切な
御答辯を頂戴いたしました、まことに
感謝する次第であります。とにかくこ
ういつた事實は御了承願ひしたいので
あります。大臣からそういういつた事實が
あつたら、もつていとおつしやいま
すが、業者は非常に製薬課をこわがつ
てゐるのであります。三氯化成も、私
がまいりました時に、どうかこれは問
題にしてくださるな、後からわかつた
とき、製薬課からにらまれて、必ず敵
討ちをされるから、どうか三氯化成の
名前を出さぬでくれというお話があつ
たのであります。今まで長い間業者は
こういう人たちに痛めつけられてき
たのであります。この點は例をもつて
いふといふことを申されますが、私は
例を知つておりますが、皆さんがあと
を非常に恐れておつしやらないのであ
りまして、この點はひとつういつた
ことを未然に防いでいただくように、
大臣に御協力願ひたいと思ふ。

○神谷説明員 D・D・Iの生産と配給
取締りの方は、ただいま生産の方は製
薬課、配給の方は藥務課である私の方
でやつております。大體從來のいきさ
つをいましめに申し上げますと、終戦
後、從來薬、しらみ等を退治いたしま
すものといひましては、皆さんよく
御承知の除蟲菊の製劑を使つておりま
した。ところがD・D・Iという非常に
有効なものができて、それで國內でも
方々でメーカーの方が製品ができる
といふことで、一時製品が市販にも出
たのであります。このD・D・Iは現在
非常に日本は製薬品に缺乏してゐるの
であります、殊に重要製薬品をつく
る原料であるベンゾール等を非常にた
くさん消費する關係等で、一時つくれ
なかつたのですが、その後國內で正式
にD・D・Iをつくつてもよろしいとい
ふことになりました、現在では原薬を
輸入いたしまして、これを内地でもつ
てタルクを混ぜまして一〇%のD・D・
Iの粉末にいたしております。それか
らまた日本のメーカーとしても、何が
しかのものをつくつておられます。また
液状のスプレーと申しておられますが、
これもただいまつくつておられます、先
ほど申しますように、一般の市販にさ
せないように、この理由は繰返し申しま
すように、資材が非常に重要製薬品と
競合するものがあるので、さりとてた
くさん輸入はできない。そこでこれを
どうしても必要最小限度確保するため
には、貿易計畫を遂行する上に最小限
に確保するために、一般に市販にし
ては重層的に使うことはできないから
統制にしろ、こういう意味でございま
す。そこでただいまでは法令によらず
して、一手に政府が買取りまして、こ
れを全國八箇所の倉庫に備蓄いたしま
して、そこでたとえば九州地方に危険な
状態が起つたといふ場合には、九州の
倉庫に指令を出して、たとえば熊本縣、
福岡縣に出荷する。あるいは多數のそ
ういふおそれがある歸還者のたぐさん
入港したといふような場合には、それ

それの港へ必要なる量を出すというよう
なやり方をいたしておるのでありま
す。非常に一般の人にもこれを欲しがつ
てゐるのでございますが、ただいまの
ところでは、今申しますように、統一
的な貿易計畫遂行上、最小限度のもの
を確保するのに止まるのでございまし
て、一般に市販するまでには至つてお
りません。あるいは將來一般の製薬品
の生産等も上昇し、この方の生産もか
なり見込みが立つといふときになつた
ならば、ただいまお話のようなことにな
つてまいるかと思ふのでございます。
ただいまのところは、私が申し上げた
ような状態でございます。

○飯村委員 ただいま有田委員の御質
問で、有田代議士がうるさいからこれ
を許可した、あるいは許可しないとい
うようなお話がありました、厚生營
局は實際にそういう事實があつたので
すか。

○一松國務大臣 厚生省のこの問題の
取扱ひ方は、いかなる權威者が参りま
しても、それが許可すべきものでない
といふときには許可いたしません。ま
たいかなる力のない人が参りまして
も、これは正しいことであるといふ時
分には許可いたします。ゆゑに有田代
議士の懇請によつて、もしくはうるさ
い申出によつて、これをうるさいから
許可したとか、あるいは許可しないとい
うことがございことは斷じてありませ
ん。

○飯村委員 そうすると、ただいまの
有田代議士の質問は詭辯を使つたとい
ふことになりませんか。

○有田委員 ただいま私が御説明いた
しましたように、二丁田厚生技官を入
りに會つたときに、スルフアクアニジ

ルは許可するが、スルフアクアニジ
ンは許可しないという話があつた。そ
の後にスルフアクアニジンは許可する
方針である、こういうふうになつた。
そこで私は二丁田技官と相當意見を聞
わしたのであります。ただいま申すス
ルフアクアニジンの原料がそろつた場
合に、三氯化成においてスルフアクア
ニジンができないといふような事態が
起きた場合にどうなるか。厚生省も願
ひところは改めなければならぬとい
ふことは、相當そこで申し上げたのであ
ります。とにかく私がそういうふう
に説明したから許可するようになった、
説明をしなれば許可されないと
いうようなことでなく、もつとはつきりし
た。先般醫務局長から御答辯があつ
たのであります、厚生省には製薬課
という薬をたくさんつくるための課が
置いてある。しかも今日官吏は國民の
公僕であることをはつきり肝に銘する
ならば、こういうつたことはいい。あな
たが私の言葉尻をつかまえての御質問
であります、私は薬をつくるために
厚生省はもつと積極的によつていただ
かなければ困るというのを申し上げた
のであります。私が説明したから、私
の説明によつてこれは許可しなければ
困ると思ひになつたのでしようが、
許可になつた。つまり、有田代議士が
説明しなければ許可にならないとい
うようなことでなく、醫務局において
つきり方針をきめて、こういうものは許
可してもいい、こういうものは許可し
ないといふ確たる方針がきまつておる
ならばいいのであります、今日まで
は製薬課においては全體一つの案があ
ります。一つの工場は百坪以上でなけ
ればならぬといふものはありますけれ

ども、まだ全局長が集まつて、また大臣みずからもそれにタツチして、こういうものは許可してはいけない、こういうものは許可してはいけないといふような御方針が、厚生省を自己體として、まだきまつていない。そこで有田代議士が説明に行つて、許可するものと許可にならないものとできるというふうなことは不合理である。大臣の御方針も今申されたように、權威あるものにしたい。私も厚生省の製藥方針が權威あるものたらしめたいという考えから、そういつたことを私は申し上げた。その言葉によつてあなたが御質問になつたと思うのでありますが、私はあくまでも藥をつくるということに厚生省は全面的に御努力になつて、國內の需要を充たし、海外まで輸出され得るように、ぜひ御努力願いたい、かように考へて申し上げたので、御了承願ひたいと思ひます。

○飯村委員 有田委員のたゞいまのお話、また厚生大臣のお話で大體意味はわかりました。しかし私の質問したことは、決して言葉尻をとらえてというやうな意味でなく、あるいは實際にそれが行われたとすれば、これは大きな問題であると思つたからであります。従つて有田委員の先ほどの質問中には、こういうやうな言葉が出ておりますから、委員長において通記録を見て訂正していただくようにお願いしたいと思ひます。

○小野委員長 委員長に、というお話であります。大した言葉でもなさそうであります。しかしなお讀んでみてその通りであれば、直すことにいたします。大した問題でもないのです、あまり争うこともなさそうであります。

それでは災害救助法案の取扱ひ方について全員協議會を開きますために、懇談會に入ります。

(午後二時四十五分懇談會に入る)
(午後三時五十分懇談會を終つて散會)

(參照)

大學等への死體交付に關する法律案(内閣提出、參議院送付)に關する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法律案は、昭和二十二年厚生省令第一號死因不明死體の死因調査に關する件に基いて監査醫の檢案又は解剖した死體であつて引取者のないものを、醫學(齒學を含む。以下も同様である)教育機關の長に交付して解剖せしめ、又は標本とさせることによつて、從來醫學教育上の支障をなしてゐた醫學教育機關の解剖用死體入手難を緩和すると共に、從來醫學教育機關における死體解剖の適法性について多少の疑義があつた點を明確にし、以て醫學教育の向上發達に寄與せんとするものである。

二、議案の可決理由

現在の醫學教育機關の死體入手難に鑑み、これを緩和し、併せて死體解剖についての適法性を更に明確にすることは適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十二年八月二十五日

厚生委員長 小野 孝

衆議院議長 松岡駒吉殿

大正十二年勅令第五百二十八號
司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行ふべき者の指定等に關する勅令の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)に關する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法律案は、從來の捜査機關とは別個に都道府縣の麻藥統制主事に、麻藥に關する犯罪について司法警察官吏と同一の權限を有する獨立の捜査權を與へ、麻藥取締の強化を圖らうとするものである。

二、議案の可決理由

麻藥に關する犯罪の捜査については、高度の特殊知識を必要とする關係上、麻藥に關する取締の専門家である麻藥統制主事に、司法警察官と同一の權限を附與することは適切なものと認め、これを可決すべきものと決議した次第である。

右報告する。

昭和二十二年八月二十五日

厚生委員長 小野 孝

衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十二年十月八日印刷

昭和二十二年十月九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

第一類第七号

(三三三)